



速やかな復旧に向けて



～農地・農業用施設災害復旧事業のあらまし～

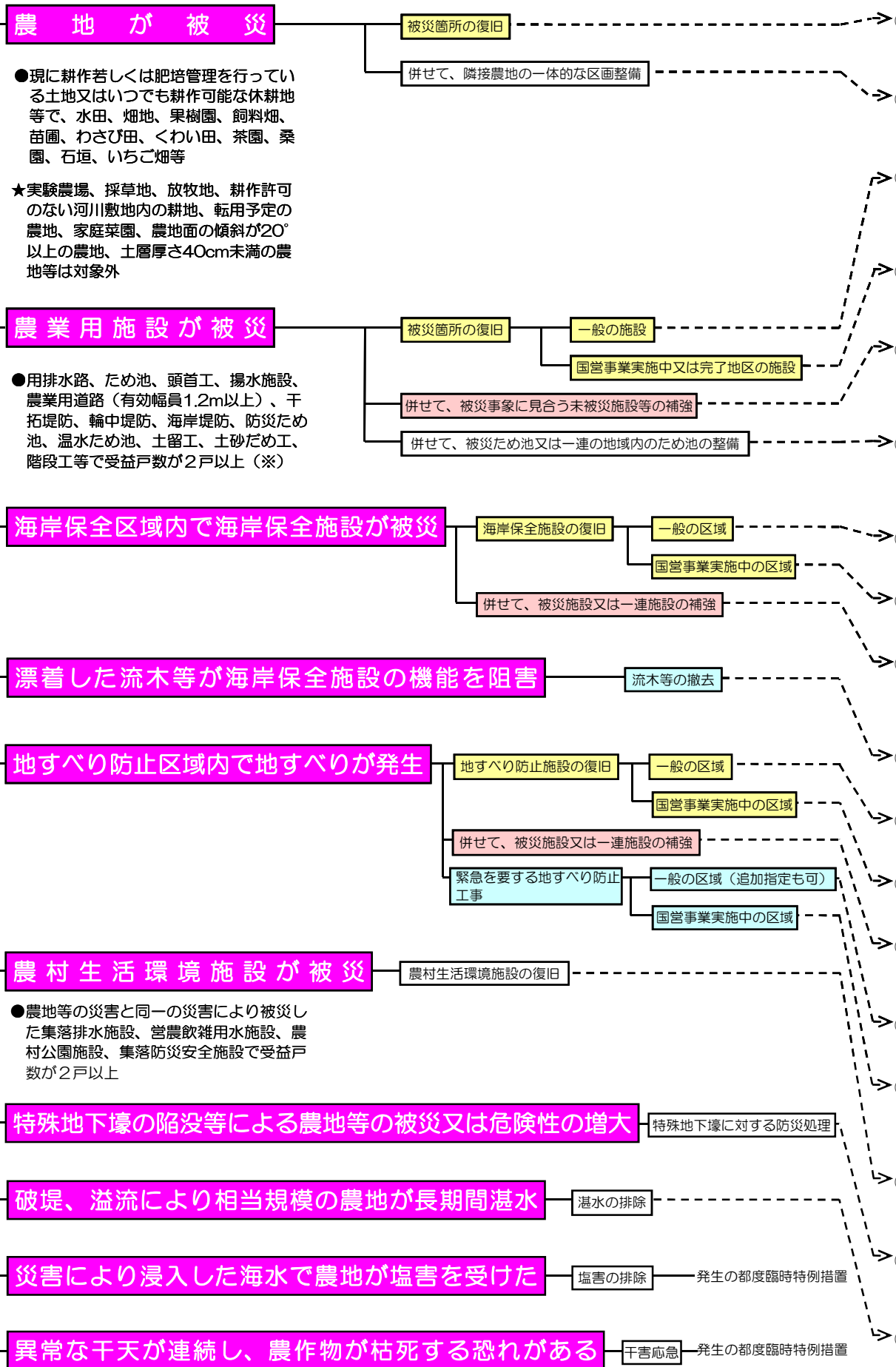


農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室

災害の形態と対応する災害復旧事業

災害とは、
 降雨
 洪水
 高潮
 暴風
 地すべり
 地震
 その他の異常な天然現象

- 降雨による災害
 [24時間雨量80mm以上
 又は
 時間雨量概ね20mm以上]
- 河川の出水による災害
 [その地点の水位がはん濫
 注意水位以上
 又は
 融雪水のように長期にわたる出水]
- 高潮による災害
 [暴風等による高潮、波浪
 又は津波]
- 暴風による災害
 [最大風速15m以上]
- 地すべりによる災害
- 地震による災害
- 火山噴火の降灰等による農地の災害
 [堆積厚が粒径0.25mm以下
 は5cm以上、粒径1mm以下
 は2cm以上]
- 干ばつによる災害
 [連続干天日数(日雨量
 5mm未満の日を含む)が
 20日以上]
- 落雷・雪害・竜巻による災害
- ★過年災、設計不備、工事の施行粗漏、維持管理不良のものは対象外



災害復旧事業の概要

事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件	補助率又は負担率
農地災害復旧事業	農地の災害復旧	都道府県 市町村 土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの	災害復旧事業の補助率及び負担率(3ページ)参照
農地災害関連区画整備事業	災害復旧事業と併せて行う隣接農地を含めた一体的な区画整理	都道府県 市町村 土地改良区等	再度災害防止のために行うものであって、受益戸数2戸以上、工事費400万円以上、復旧事業の被災面積・復旧工事費以内、他の改良計画がなく、事業効果大のもの	50/100 〔農業用施設にあっては激甚災害の嵩上げあり〕
農業用施設災害復旧事業	農業用施設の災害復旧	都道府県 市町村 土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの	災害復旧事業の補助率及び負担率(3ページ)参照
直轄・代行災害復旧事業	直轄・代行土地改良事業に係る農地・農業用施設の災害復旧	国	実施中の地区においては、事業費が500万円以上(1箇所75万円以上のもの)であり、かつ基本事業の当該年度残事業費の1%を超えるもの 完了地区においては1箇所の事業費が2,000万円以上のもの	災害復旧事業の補助率及び負担率(3ページ)参照
農業用施設災害関連事業	災害復旧事業と併せて行う再度災害防止に係る残存施設等の補強	都道府県 市町村 土地改良区等	工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大のもの	50/100 (沖縄 60/100) 〔激甚災害の嵩上げあり〕
ため池災害関連特別対策事業	激甚な災害を受け、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合に、被災ため池と一連の地域内又は上流の土砂災害に関連した緊急に必要なため池について、災害復旧事業と併せて行うため池の整備	都道府県 市町村 土地改良区等	工事費が1,500万円以上、復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果が大きく、総貯水量が1,000m ³ 以上、かつ堤体の漏水、変形、余水吐の破損、断面不足、取水施設のせい弱化等が生じているもの	50/100 〔激甚災害の嵩上げあり〕
海岸保全施設災害復旧事業	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	都道府県 市町村	1箇所の工事費が120万円以上。ただし、政令指定都市以外の市町村は60万円以上のもの	災害復旧事業の補助率及び負担率(3ページ)参照
直轄海岸保全施設災害復旧事業	国が施行する海岸保全区域内に係る海岸保全施設の災害復旧	国	1箇所の事業費が75万円以上のものの合計が500万円以上、かつ当該年度の残事業費の1%を超えるもの	災害復旧事業の補助率及び負担率(3ページ)参照
海岸保全施設災害関連事業	海岸保全施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設整備	都道府県 市町村	1箇所の工事費が600(県、指定都市800)万円以上、かつ復旧工事費を超えないものであって、他の改良計画がなく、効果大のもの	1/2 北海道 5.5/10 沖縄 3/5 奄美 2/3 〔激甚災害の嵩上げあり〕
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が海岸保全施設の機能を阻害する場合に緊急に実施する流木等の処理	都道府県 市町村	一の事業主体の事業費が200万円以上、かつ海岸保全区域内、海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着した漂着量が1,000m ³ を超えるもの	1/2
地すべり防止施設災害復旧事業	地すべり防止区域内の地すべり防止施設の災害復旧	都道府県	1箇所の工事費が120万円以上のもの	災害復旧事業の補助率及び負担率(3ページ)参照
直轄地すべり防止施設災害復旧事業	国が施行する地すべり防止区域内に係る地すべり防止施設の災害復旧	国	1箇所の事業費が75万円以上のものの合計が500万円以上、かつ当該年度の残事業費の1%を超えるもの	災害復旧事業の補助率及び負担率(3ページ)参照
地すべり防止施設災害関連事業	地すべり防止施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設整備	都道府県	1箇所の工事費が800万円以上、かつ復旧工事費を超えないものであって、他の改良計画がなく、効果大のもの	1/2 〔激甚災害の嵩上げあり〕
災害関連緊急地すべり対策事業	地すべり防止区域内において緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事	都道府県	1箇所の事業費が600万円を超えるもの	渓流工事 2/3、その他工事1/2
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	直轄工事の施行区域又は当該年度内の施行が確実な区域において当該年度内に緊急に行う必要があると認められる地すべり防止工事	国	1箇所の事業費が600万円を超え、かつ当該年度内に地すべり防止工事が予定されていないもの	渓流工事 2/3、その他工事1/2
災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設(農業農村整備事業で実施したものに限り)の災害復旧	市町村 土地改良区等	1箇所の工事費が200万円以上、かつ受益戸数2戸以上であって、維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施工中に生じたものでないもの	50/100 〔激甚災害に指定された地震災害による集落排水施設復旧事業費が甚大な市町村 80/100〕
特殊地下壕対策事業	農地等の災害復旧に伴う場合又は農地等に対する危険度が増し放置し難い場合に、特殊地下壕の埋戻し、防災処理等を実施	都道府県 市町村	1箇所の工事費が200万円以上のもの	50/100
湛水排除事業	激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除	土地改良区等	浸水面積が1週間以上にわたり30ha以上である区域であって、湛水排除量が30万m ³ を超えるもの	9/10

※農業協同組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用に供する施設(農林水産業共同利用施設)の復旧には、国による補助事業制度(農林水産業共同利用施設災害復旧事業)あり。
 なお、営農施設(ハウス等の個人利用施設)は災害復旧事業の対象外。

 : 復旧事業
 : 災害関連緊急事業
 : 一般関連事業
 : その他関連事業

災害復旧事業の補助率及び負担率

1. 農地・農業用施設の災害復旧事業

区分	暫定法補助率			激甚法補助率高上げ		
	通常補助率	単年災害高率補助率		1戸当たり負担額が1万円を超え2万円までの部分	1戸当たり負担額が2万円を超え6万円までの部分	1戸当たり負担額が6万円を超える部分
		一次高率	二次高率			
農地	50% (沖縄80%)	80%	90%	70%	80%	90%
農業用施設	65% (沖縄80%)	90%	100%	70%	80%	90%

事業種別	国補助率	市町村・農家等の負担部分 (補助残分)
○農地		
○農業用施設		

1戸当たりの負担額 (左図赤囲い部「市町村・農家等の負担部分」) について、下図の補助率を適用

1戸当たりの負担額	国補助率
1万円	70%
2万円	80%
6万円	90%

注1. 暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの1戸当たりの事業費は災害関連事業を除いたもので算出する。
 注2. その年を含む過去3カ年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、連年災害による補助率の特例がある。

注. その年の発生災害のうち、激甚災害に係る災害復旧事業について暫定法により算定された補助残額及び災害関連事業の補助残額の総額が1戸当たり2万円以上の市町村について、上記区分により適用される。

2. 海岸保全施設・地すべり防止施設の災害復旧事業

区分	負担法 国庫負担率			激甚法 国庫負担率高上げ	
	通常国庫負担率			事業ごとの負担合計額	国庫負担率
	標準税収入の1/2に相当するまでの事業費	標準税収入の1/2を超え2倍に達するまでの事業費	標準税収入の2倍を超える事業費		
	2/3	3/4	4/4	標準税収入の 10/100を超え 50/100までの額	50
				標準税収入の 50/100 " 100/100 " "	55
				標準税収入の 100/100 " 200/100 " "	60
				標準税収入の 200/100 " 400/100 " "	70
				標準税収入の 400/100 " 600/100 " "	80
				標準税収入の 600/100を超える額	90
				標準税収入の 5/100を超え 10/100までの額	60
				標準税収入の 10/100 " 100/100 " "	70
				標準税収入の 100/100 " 200/100 " "	75
				標準税収入の 200/100 " 400/100 " "	80
				標準税収入の 400/100を超える額	90

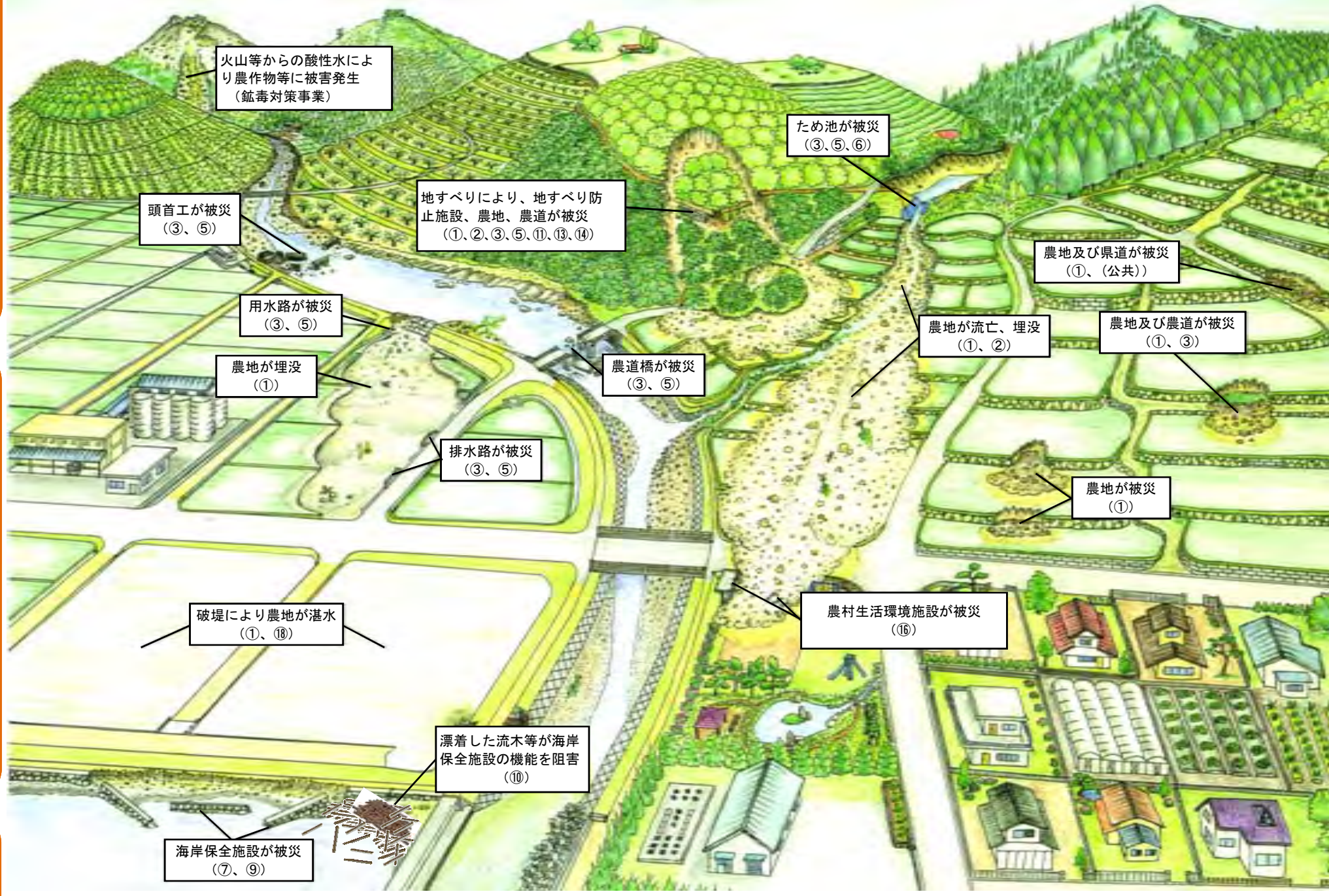
1. 事業費は、その年に発生した災害の災害復旧事業費の総額をいい、標準税収入は、その年の当該地方公共団体の標準税収入をいう。
 2. 北海道、離島、奄美、沖縄、小笠原諸島については、通常国庫負担率により算出した率が4/5に満たない場合は4/5とする。
 3. その年を含む過去3カ年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、連年災害による負担率の特例がある。

事業毎の負担合計額とは、その年の激甚災害に係る事業毎の地方公共団体の負担額をいい、標準税収入とは、その年の当該地方公共団体の標準税収入をいう。

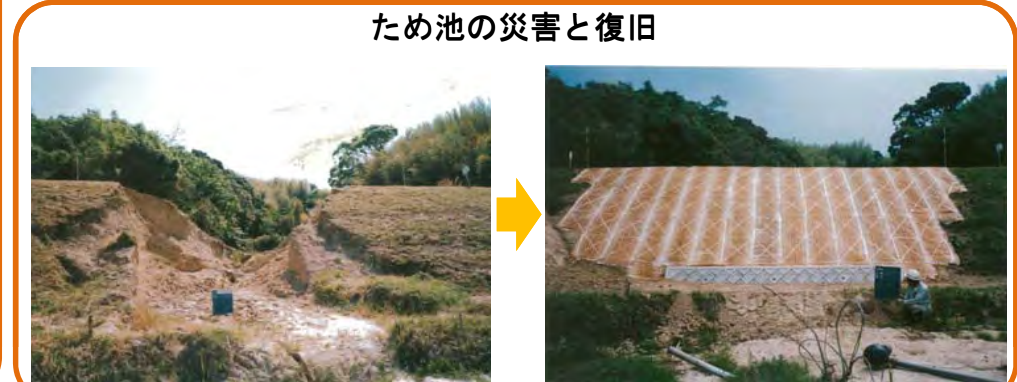
3. 災害関連事業の負担率及び補助率の高上げ

災害関連事業のうち、激甚法の適用を受ける事業の負担率及び補助率の高上げは、農業用施設に係るものにあつては、1.の激甚法補助率高上げ、海岸保全施設、地すべり防止施設に係るものにあつては、2.の激甚法国庫負担率高上げによる。

目で見る災害と災害復旧

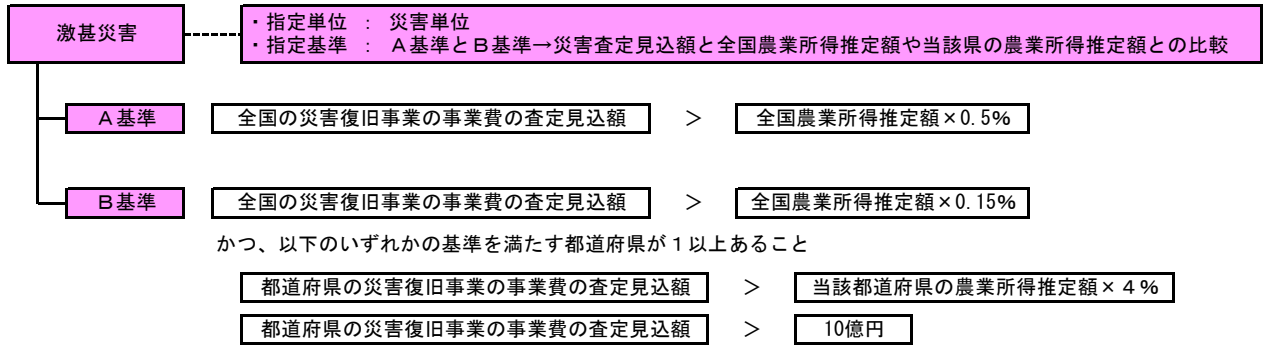


※ () 内の○番号は2ページの事業番号

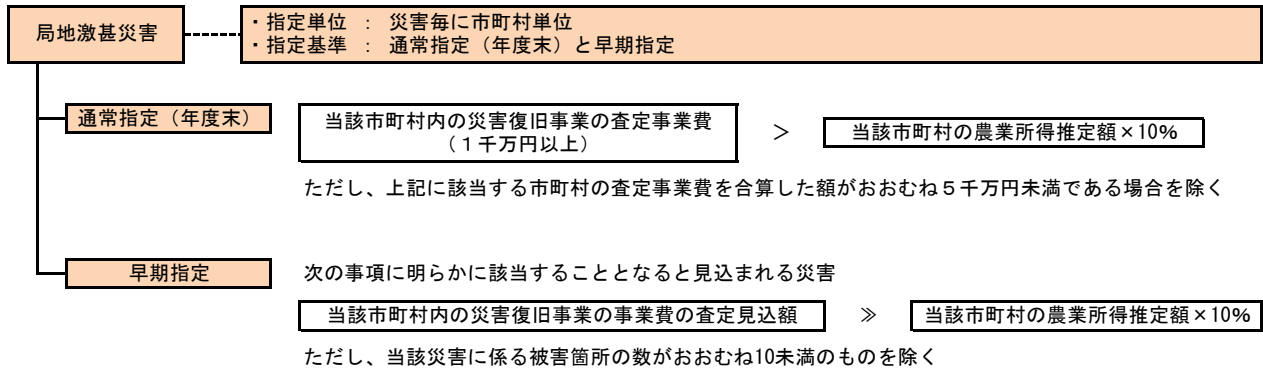


激甚災害指定基準（農地・農業用施設災害復旧事業関係）

(1) 激甚災害指定基準<本激の基準>



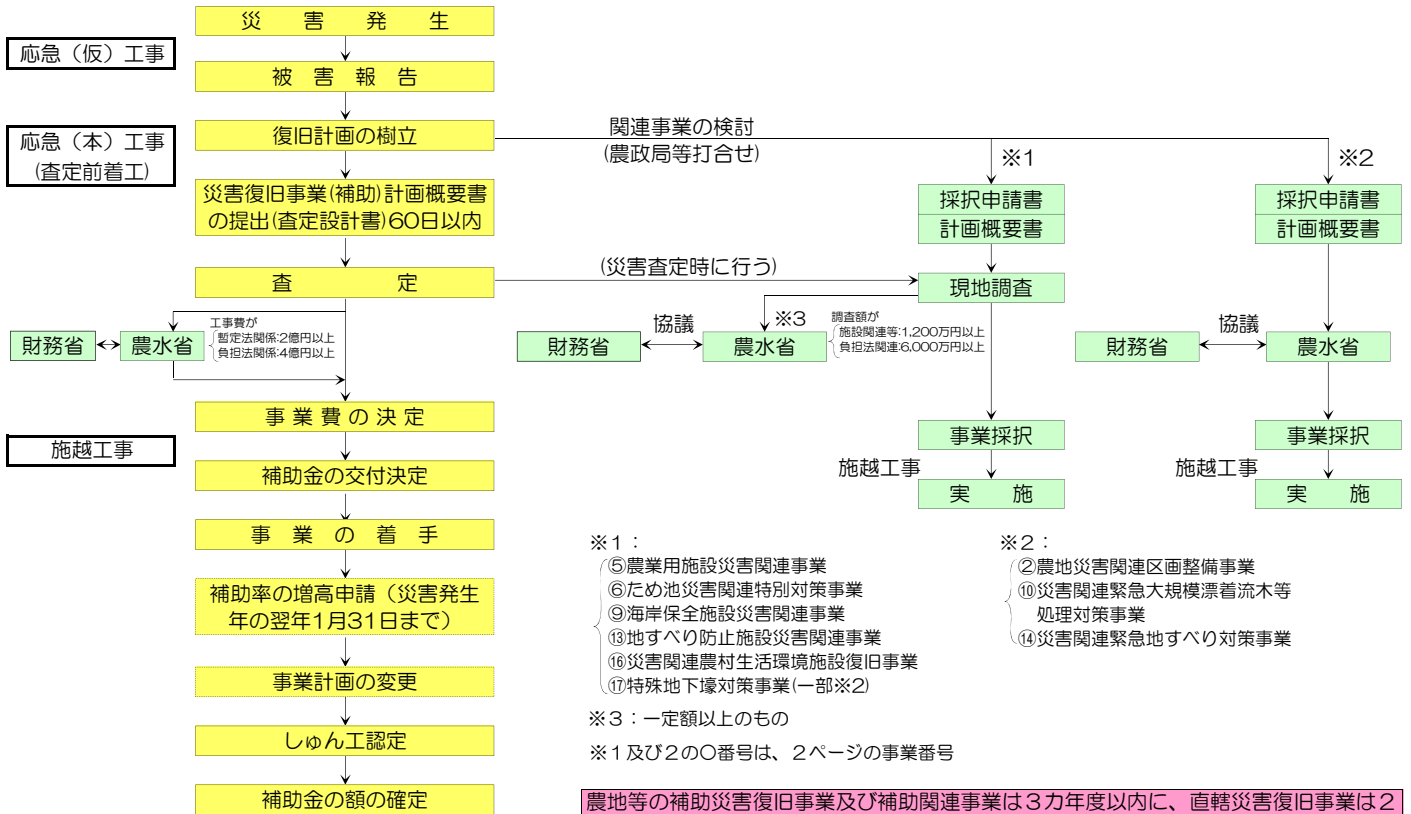
(2) 局地激甚災害指定基準<局激の基準>



地方財政措置（平成24年度）（農地・農業用施設災害復旧事業関係）

区分	対象施設等	起債充当率(%)		元利償還金に対する地方交付税等の措置（基準財政需要額算入率(%)）	備考	
		現年	過年			
災害復旧事業債	補助災害	農地・農林漁業施設	90	80	95	注1. 補助災害は、事業主体が都道府県又は市町村の場合に国庫補助残額について起債が認められているほか、公共的団体である土地改良区等が行う農地・農業用施設の災害復旧事業に対して都道府県や市町村が負担又は助成する場合においても災害復旧事業債の対象となる。 注2. 農地等小災害は、1箇所の事業費が13万円以上40万円未満の激甚災害で事業費の合計額が800万円を超え、かつ農地等小災害債の起債1件限度額を超える市町村が対象となる。 注3. 災害関連事業のうち、※印については、地方債、事業費補正の充当残が農業行政費等の単位費用に含まれる。 注4. 補助災害、直轄災害、災害関連（農地災害関連区画、農村生活環境、鉍毒対策は除く。）の現年災分については、特別交付税の対象となっている。
	単独災害	公共土木施設	100	90		
	農地等小災害	農地 1戸当たり2万円以下	50		100	
		農地 " 超	74			
	農林業施設 1戸当たり2万円以下	65				
	農林業施設 " 超	80				
	公共土木施設等小災害	公共土木施設	100		66.5~95.0 [財政力補正]	
直轄災害	農業用施設		90	80	95	
	地すべり防止施設		100	90		
災害関連（公営企業債）	集落排水施設	100			50（特別交付税）	
公共事業等債	災害関連 上段：財源対策債等分 下段：通常分	農業用施設※ ため池※	40	40	50	
			50	50		
	農地災害関連※	40	40	0		
		50	50			
	海岸保全施設※	40	40	0		
		50	50			
	地すべり防止施設※	40	40	0		
		50	50			
	災害関連緊急地すべり 直轄災害関連緊急地すべり	10	-	50		
80		-	57			
災害関連緊急大規模漂着 流木等処理対策※	40	-	50			
	50	-	0			
鉍毒対策※	40		50			
	50		0			

災害復旧事業の手続き



農地等の補助災害復旧事業及び補助関連事業は3力年度以内に、直轄災害復旧事業は2力年度以内に、災害関連緊急事業は単年度で実施することとなっている。

問い合わせ先

担当局名	担当部課名等	電話番号	
		代表電話	直通電話
農村振興局	整備部 防災課 災害対策室	03-3502-8111 内線 (5663)	03-3591-2853 FAX03-3592-0304
東北農政局	農村振興部 防災課	022-263-1111 内線 (4453)	022-262-1394 FAX022-216-4287
関東農政局	農村振興部 防災課	048-600-0600 内線 (3552)	048-740-0053 FAX048-740-0083
北陸農政局	農村振興部 防災課	076-263-2161 内線 (3581)	076-232-4727 FAX076-234-8051
東海農政局	農村振興部 防災課	052-201-7271 内線 (2672)	052-223-4640 FAX052-219-2667
近畿農政局	農村振興部 防災課	075-451-9161 内線 (2571)	075-414-9562 FAX075-417-2090
中国四国農政局	農村振興部 防災課	086-224-4511 内線 (2681)	086-224-9424 FAX086-235-9713
九州農政局	農村振興部 防災課	096-211-9111 内線 (4802)	096-211-9795 FAX096-211-9350
北海道開発局	農業水産部 農業整備課	011-709-2311 内線 (5589)	011-709-2136 FAX011-709-2146
沖縄総合事務局	農林水産部 農村振興課	098-866-0031 内線 (83340)	098-866-1652 FAX098-860-1194

(平成28年4月)